

建設業許可があれば万能！ではありません。許可と登録の違いを解説します。

請負金額税込 500 万円以上の工事を請け負う場合に「建設業許可」が必要になる！というのは有名ですが、建設業許可を必要としない軽微な工事であっても、行政庁へ登録する必要がある工事業種があります。それが、解体工事・電気工事・浄化槽工事の3つです。また、業種によっては建設業許可を取得していても登録や届出等が必要となる業種もあるのです。今回は、混同しやすい各種制度の違いと関係性について解説します。

手続きの種類	建設業許可	解体工事業登録	電気工事業登録（等）	浄化槽工事業登録（等）
どんな時に必要？ 	1 件あたり 500 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の工事（※1 建築工事は別途要件あり）を請け負う場合に許可が必要	解体工事業を営もうとする者は、解体工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない	電気工事業（※2 軽微な電気工事を除く）を営もうとする者は経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない	浄化槽の設置、又はその構造もしくは規模の変更をする浄化槽工事を請け負う事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない
根拠となる法律	建設業法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）	浄化槽法
許可・登録等の行政庁	国土交通大臣または都道府県知事	都道府県知事	経済産業大臣または都道府県知事	都道府県知事

※1 建築工事は 1 件の請負代金が 1,500 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の工事を請け負う場合に必要。但し、請負代金にかかわらず、木造住宅で延べ面積が 150 m²未満の工事の場合は不要。

※2 軽微な電気工事の詳細は、経産省 HP や各都道府県の電気工事業登録の手引等をご参照ください。

建設業許可と解体工事業登録の関係性

建設リサイクル法により、解体工事業を営もうとする者は「解体工事業登録」が必要になります。しかし、建設業許可のうち、「土木工事業」「建築工事業」「解体工事業」の許可を取得している場合は、解体工事業登録は不要となります。

Q. 登録を行う場合の注意点は？

解体工事業登録は区域ごとの登録が必要になるので、工事を行う区域毎に都道府県知事の登録を受けなければなりません。そのため、解体工事現場がある都道府県知事の登録を受けているか確認が必要です。



 解体工事業登録は
建設業許可（土木工事業・建築工事業・解体工事業）がない場合で、税込 500 万円未満の解体工事を請け負う場合に登録が**必要**。ただし、上記業種の許可を受けている場合は登録**不要**

建設業許可と電気工事業登録の関係性

電気工事を事業として営むには、原則として「電気工事業登録（又は通知）」が必要です。しかし、建設業許可のうち「電気工事業」の許可を取得している場合は、「みなし登録電気工事業者（みなし通知電気工事業者）」となります。

Q. 登録と通知の違いは？

行う電気工事の種類によります。
【通知】自家用電気工作物にかかる電気工事のみ
【登録】一般用電気工作物等のみ又は一般用電気工作物等及び自家用電気工作物にかかる電気工事が対象です。



 電気工事業登録は
建設業許可（電気工事業）がない場合でも、電気工事業を営む者は電気工事業登録（又は通知）が**必要**。ただし、電気工事業の許可を受けていてもみなし登録（又はみなし通知）が**必要**。

建設業許可と浄化槽工事業登録の関係性

浄化槽を設置したり、その構造・規模の変更を行ったりする浄化槽工事を営む者は「浄化槽工事業登録」が必要です。しかし、建設業許可のうち、「土木工事業」「建築工事業」「管工事業」のいずれかの許可を取得している場合は、「特例浄化槽工事業者」となります。

Q. 登録を行う場合の注意点は？

浄化槽工事業登録も解体工事業登録と同様に区域ごとの登録が必要になります。そのため工事を行う区域毎に都道府県知事の登録を受けなければなりません。工事現場がある都道府県知事の登録を受けているか確認が必要です。



 浄化槽工事業登録は
建設業許可（土木工事業・建築工事業・解体工事業）がない場合で、浄化槽工事業を営む者は登録が**必要**。ただし、上記業種の許可を受けている場合は特例浄化槽工事業者として届出が**必要**。

上記の通り、工事業種によって必要な手続きが異なります。この場合は登録が必要？もしかして対象かも？など、お気軽にご相談ください。

【労働安全衛生規則の改正】熱中症対策の義務化！職場の熱中症対策、対応はお済みですか？

令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、職場での熱中症対策が強化・義務化されました。本格的な夏を迎える前に、対策の重要ポイントを確認しましょう。

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**



作業員の様子がおかしい。いつもと違う…！は危険のサイン。

医療機関への搬送や救急隊を要請しよう。

身体を冷やす（特に首、脇の下、足の付け根）、水分・塩分を補給させる等

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者に義務付けられます。

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

Q. WBGT 値（暑さ指数）とは？

気温だけでなく、湿度や日射・輻射熱も考慮した「暑さの危険度」を示す国際的な指標のことです。



1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

Q. WBGT 値（暑さ指数）を調べるには？



専用の測定器のほか、環境省の「熱中症予防情報サイト」等でも確認できます！

Q. 対象である場合、なにを行えばよい？

報告体制の整備・周知、必要な措置の実施手順の作成・周知を行いましょう。右の資料も参考にしな。

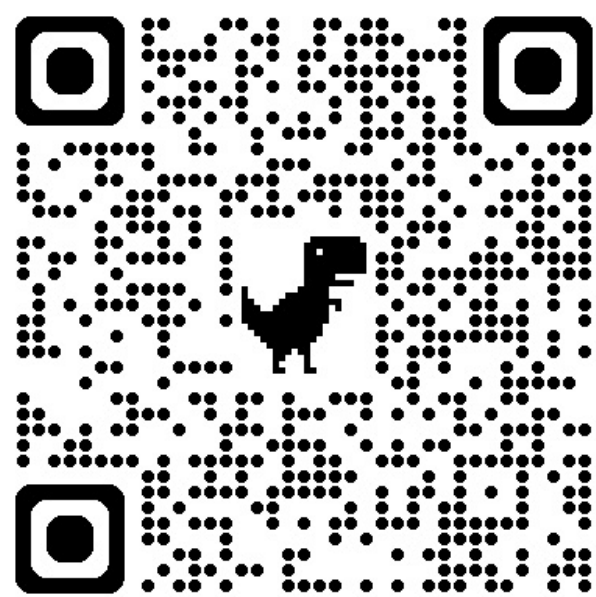


※資料引用元：厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」（パンフレット及びリーフレット）

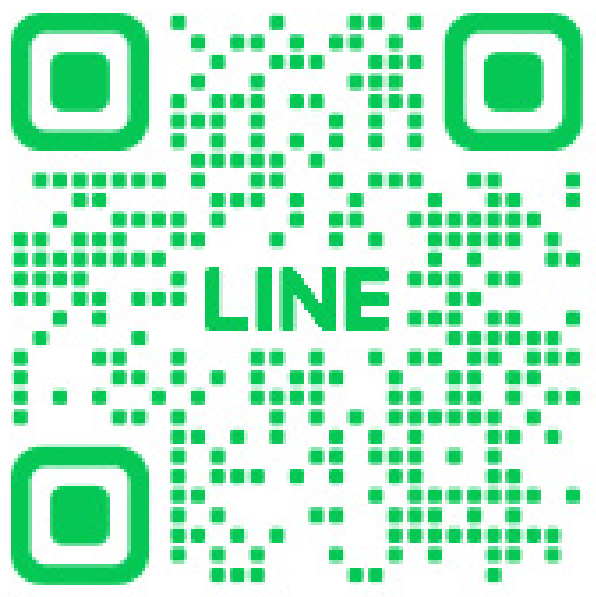
今回の義務化に関して、「体制整備の仕方がわからない」「手順書の作成これであっている？」など、ご不明点がございましたら、顧問の社会保険労務士様にご相談いただくか、かなで労務パートナーズまでお気軽にご相談ください！

編集後記 - Editor's Note-

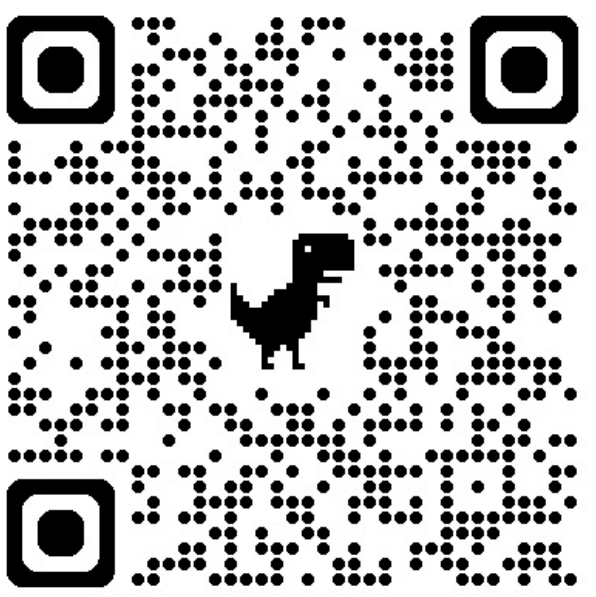
梅雨とは思えないほど、天気の良い日が多く、大変暑い日が続いております。自分が子どもだった頃と比べるとレベルの違う暑さだなと思い、20年前の愛知県の気温を調べてみたら、7月の平均最高気温は31.3℃...地球温暖化を思い知らされました。皆様どうぞご自愛ください（内島）



▼KANADE business Compassのバックナンバーをお読みいただけます。翌月号もこちらからぜひご覧ください！



▼かなで行政書士法人の公式LINEです。お問い合わせもこちらからしていただけます。今月号の感想もぜひお送りください！



▼かなでくんLINEスタンプ絶賛発売中！大変使いやすいラインナップとなっておりますので、一度覗いてみてください。